

ほけんだより vol.1

令和5年4月10日
 横浜市立鴨志田緑小学校
 養護教諭 菅原 衣世



ご入学、ご進級おめでとうございます。ピカピカの1年生を迎えて新年度がスタートしました。この1年から心も健康に過ごせるよう、規則正しく生活していきましょう。ほけんだよりでは、健康に関する情報や保健室の様子を発信していきます。ぜひお家の人と一緒に読んでくださいね。

****4月の保健目標**** 自分のからだを知ろう



健康診断が始まりです



月	火	水	木	金
＜持ち物＞ ・身体測定 ・視力検査 ・メガネ(持っている人)			4/6	4/7
4/10 身体測定・視力 聴力検査 (6年)	4/11 身体測定・視力 聴力検査 (5年)	4/12 身体測定・視力 聴力検査 (4年)	4/13 身体測定・視力 聴力検査 (3年・個別)	4/14 身体測定 (1・2年)
4/17 視力検査(2年)	4/18 視力検査(1年)	4/19 聴力検査 (2年)	4/20 聴力検査 (1年)	4/21
4/24	4/25	4/26	4/27 内科検診 (3・6年)	4/28



- ◇ 内科 原 良太郎 先生 (原内科医院)
- ◇ 眼科 諏佐 眞由子 先生 (若草台内科眼科外科クリニック)
- ◇ 歯科 石井 正仁 先生 (石井歯科医院)
- ◇ 耳鼻科 林 裕次郎 先生 (市が尾耳鼻咽喉科)
- ◇ 薬剤師 大鹿 正治 先生

ほけんしつ 保健室ってどんなところ？

ほけんしつは、ケガの手あてをしたり、体調が悪くて早退するときやすんだりする部屋です。その他にも、悩みを相談したり、体や健康について、本で調べたりすることもできます。だれでも入ることができる場所ですが、みんなが気持ちよく使えるように、ルールを守るようにしてくださいね。

こんなときに保健室に来てね



ほけんしつ やくぞく 保健室の約束

<p>①保健室に来るときは担任の先生に伝えてから来てね。</p>	<p>②転んで砂がついているときは洗ってから来てね。</p>	<p>③保健室に入るときは、あいさつしようね。</p>	<p>④ケガや体の様子を自分で説明してみよう。</p>
<p>保健室</p>		<p>しつれいします！</p>	<p>いつ どこで どうしていたら どこが どうなった</p>
<p>⑤保健室のものには勝手にさわらないでね。</p> <p>こわ 壊れやすいものや、あぶないものもあるかも。</p>		<p>⑥保健室では静かにね。</p> <p>やす 休んでいる人がいることもあるよ。</p>	

保護者の皆様へ

これから健康診断が始まります。ほけんだよりなどにも情報を載せて参りますので、お子様と一緒に読みになり、適切に健康診断を受けられるよう準備のお手伝いをお願いします。

日本スポーツ振興センター加入について

独立行政法人日本スポーツ振興センターとは、学校でおこった災害について医療費や各種の見舞金を給付するために法律で設立された制度です。任意加入となっておりますが、横浜市では市が掛け金の半額を負担して全員の加入をすすめています。鴨志田緑小学校でも、全員の加入をお願いしております。

給付が受けられるのは、登校から下校の間に起こった事故のケガなどです。ただし、交通事故のように他の損害賠償等を受ける場合は除きます。給付の額は総医療費（健康保険法に基づく保険診療分）の4割程度です。医療費の合計が、5000円（健康保険証を使った際の本人負担分が1500円）に満たないものや健康保険の給付対象とならないものは除外されます。なお、申請の際には受診した医療機関で受けた証明が必要です。（通院された際にお渡しします。）より詳しい内容につきましては、保健室までお問い合わせください。

※保護者の皆様に負担していただく掛け金は460円の予定です。学校納入金からいただきますのでご承知おきください。〔金額は変更になることがあります。〕

健康診断の結果について

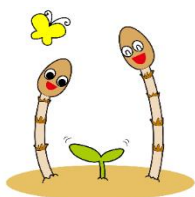
4月からはじまる健康診断の結果については、それぞれの健診終了後に『受診のおすすめ』をお渡しします。『受診のおすすめ』を渡された場合は、できる限り早く専門医の診察を受けることをおすすめします。学校で行う検査や検診はスクリーニング(病気・異常の疑いがあるものを選び出す)検査であるため、その結果が確定ではありません。「異常なし」と診断されることもありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、受診の必要がない場合にはお知らせはしておりません。ご了承ください。

疾患については、保健調査票等により学校で把握している場合でも、お渡ししている場合がございます。また、すでに保護者の方がその疾患を承知されていて、医療機関を受診している場合や、ご家庭で様子を見られている場合には、その旨を『受診のおすすめ』の余白や「学校で配慮して欲しいこと」の欄にご記入になりご提出ください。

学校病治療費援助のお知らせ

要保護児童及び準要保護児童と認定されたお子さんと、下記の疾病(学校病)にかかっている場合、治療費が援助されます。援助を希望される方は、養護教諭までご連絡ください。

【学校病】トラコーマ及び結膜炎、^{はくせん}白癬、^{かいせん}疥癬及び^{のうかしん}濃加疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯(歯周治療、痛み止めの処方等は対象外)、寄生虫卵病(虫卵保有を含む)



養護教諭の ^{すがわら}菅原 ^{いよ}衣世 です。

こんにちは！子どもたちが健康で元気に
学校生活を送れるよう、保健室からサポートして参ります。
よろしくお願いいたします。



